

J D V A アスリート委員会規程(案)

一般社団法人日本デフバレーボール協会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフバレーボール協会（以下「本協会」という。）

定款第45条に基づいて設置されたアスリート委員会（以下「本委員会」という。）の運営について定める。

(所掌事務)

第2条 本委員会は、理事会の諮問に応じ、又は委員の発案により次の各事項について協議

し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申又は報告する。本協会の普及啓発活動に関する専門事項を所掌し、理事会に意見を具申する。

2 前項に規定する専門事項とは、次の各号をいう。

- (1) アンチドーピングの教育及び啓発等に関すること
- (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (3) デフリンピックムーブメントの推進活動に関すること
- (4) ジュニアのサポート環境の整備・改善に関すること
- (5) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (6) 選手のセカンドキャリアの支援に関すること
- (7) 選手のコンプライアンス啓発に関すること
- (8) デフバレーボール競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (9) 本協会主催事業に協力し、デフバレーボール競技の普及発展に寄与すること
- (10) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、日本パラリンピック委員会アスリート委員会及び公益財団法人日本バレーボール協会アスリート委員会との協力・連携に関すること
- (11) その他選手に関すること

(委員会)

第3条 本委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

2 委員長、副委員長及び委員は、理事会の決議により理事長が委嘱する。

(委員の資格)

第4条 委員は、次の各号に規定する者をもって構成する。

(1) 本協会会員であって、選任時にデフリンピック、ジャパンデフバレーボールカップ、ジャパンデフマスターズバレーボールカップの出場経験が過去4年以内にあり、かつ年齢が18歳以上の現役アスリート

(2) 過去にデフリンピック、ジャパンデフバレーボールカップ、ジャパンデフマスターズバレーボールカップ大会等の出場経験があるアスリート経験者

2 委員は、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から始まり、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。

2 委員会の議長は委員長とする

3 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも委員会の開催を求めることができる。

4 理事長、理事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(委員会の決議)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席して成立する。

2 委員会の議事決定は、出席者の過半数をもって行い、同数の場合は議長が決する。委員会で決定した事項については、理事会へ報告をし、承認を得るものとする。

3 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、2020年1月1日から施行する。